

# 回覧

令和6年4月10日発行

第1・2分団のみなさまへ

佐渡市総務部防災課

## 佐渡市指定避難所(避難場所)の見直しについて

日頃より、市の防災行政並びに地域の防災活動に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで相川市街地に近い佐渡高等学校相川分校第2体育館を佐渡市指定避難所(避難場所)としていましたが、現在の耐震基準を満たしていないことが判明し使用禁止となったため、市の指定避難所(避難場所)から除外することといたしましたので、避難される時はご注意ください。今後、周辺施設の避難所指定も検討していきたいと考えております。

また、佐渡市地域防災マップ4ページの指定避難所から「佐渡高等学校相川分校第2体育館」をペンで消すなどして削除くださいますようお願いいたします。

### 【4ページ抜粋】

## 【二見・相川・金泉地区】避難場所

No.	指定避難所	所在地	地震	津波	土砂災害	洪水	No.	地区避難場所
1	七浦小学校体育館	稲鯨1312	○	○	○	○	20	相川大浦活
2	相川小学校体育館	相川下戸村1-1	○			○	21	相川児童遊
3	市役所相川支所	相川栄町27	○		○	○	22	相川公園
4	あいかわ開発総合センター	相川栄町1	○		○	○	23	あいかわ幼
5	相川体育館	相川栄町1	○		○	○	24	相川保育園
6	相川中学校体育館	相川下戸村210	○	○	○	○	25	相川多目的
7	金泉小学校体育館	達者1200-2	○	○	○	○	26	上町児童遊
8	佐渡高等学校相川分校第2体育館	下相川162	○	○	○	○	27	城址公園
							28	柴町児童遊

線を引いて消す →

「指定避難所」は「指定緊急避難場所」としての役割も含まれます。

問い合わせ先  
佐渡市総務部防災課  
防災安全係  
電話63-3125